

## 令和6年度第1回台東区地域包括支援センター運営協議会 議事概要

日 時：令和6年7月25日（木） 19時

場 所：台東区役所10階1002会議室

出席者：15名

新田委員 須田委員 渡邊真純委員 松田委員 川又委員 井澤委員 石井委員  
小嶋委員 渡邊ひろみ委員 河井委員 佐々木浩子委員 武田委員 和泉澤委員  
佐々木洋人委員 水田委員

欠席者：2名

### 1. 開会

- (1) 高齢福祉課長 挨拶
- (2) 福祉部長 挨拶
- (3) 介護予防担当課長 挨拶

### 2. 地域包括支援センター運営協議会

- (1) 台東区内の高齢者・高齢者世帯の現状について

#### 高齢福祉課長

資料1『台東区の高齢者・高齢者世帯の現状』に沿って報告。台東区全体の人口は増加傾向であるが、高齢者人口は4年連続で減少し、令和5年度と比較すると305人減少。高齢者世帯数・単身高齢者数はともに令和5年度よりわずかに減となっているが、単身高齢者数のうち、前期高齢者は819人減少、後期高齢者は810人増加となった。

- (2) 地域包括支援センター運営実績について

#### 高齢福祉課長

資料2『地域包括支援センター運営実績』に沿って報告。地域包括支援センターにおける相談・対応件数は、『介護保険関連』、『ケアプラン相談』、『医療連携・健康』の順に多くなっており、大きな変化は確認できなかった。

- (3) 令和5年度各地域包括支援センター実施報告について

資料3『令和5年度 各地域包括支援センターの事業報告』に基づき、各地域包括支援センターより主な取り組みを報告。

※あさくさ、たいとう包括は運営法人が変更したため、書面のみ。口頭の報告はなし。

#### やなか地域包括支援センター

##### ①地域の高齢者への見守り機能の強化

広報誌を配布して地域包括支援センターの周知に努め、民生委員と地域で気になる方がいなか定期的に連絡を取り合った。マンションの管理人や関係機関にも見守りの協力を依頼した。また、見守りサポーター養成講座の開催や、圏域型の協定を新たに3件締結するなど、チームでの見守りネットワークの強化に努めた。

##### ②虐待被害が疑われる高齢者の早期発見、早期対応

要介護度が上がり、認知症状が進行していくにも関わらず、サービス利用に繋がらないなど、リスクの高いケースに関しては、毎月の職員会議で進捗状況を共有した。早期介入ができるよう心がけ、関係機関と連携し、早期対応に努めた。

##### ③災害への意識と対応力の強化

具体的には、上野消防署と連携し、防火防災診断に7件同行した。また、家具転倒防止器具

の設置などの周知を、広報誌を通して行っている。さらに、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯に対し、非常時の備蓄の準備と防災意識向上のための働きかけをお願いした。その他の取り組みとして、町会や民生委員の集まるシニアクラブにて、介護予防や認知症、見守りなどをテーマにした出前講座を6回実施することができた。

#### みのわ地域包括支援センター

重点目標②の「地域での集いの場・介護予防の場を増やす」に特に力を入れた。三ノ輪福祉センターのロビーで月2回体操教室を実施。申し込みも不要で、人間関係も気にせず、気軽に参加できるような体操教室となっている。地域の比較的元気な高齢者を対象としており、目的は「地域包括支援センターの存在や役割を知ってもらう」「相談しやすい関係をお元気づけながら構築する」「地域の高齢者の実態把握を行う」としている。そして、区政情報の啓発や情報提供も行った。この体操教室は健康サポーターの皆さんの協力のもと運営し、延べ参加人数は226人であった。

また、毎週木曜日に、スマートフォンの歩行ソフトアプリを用い、地域の高齢者向けに歩行の測定会を行った。4,5分でご自身の歩行状態を知ることができ、こちらも転倒予防とフレイル予防の啓発、情報提供をし、延べ参加人数は229人であった。

この他、銭湯で行う「集いの場」の後方支援を行い、地域の住民の皆さんが自主的に集いの場を運営できるように努めた。

#### くらまえ地域包括支援センター

##### ①介護保険認定申請の後追いと新規相談の経過確認

介護保険の申請をした後に、その後どうなったかというのを、区役所からの通知をみて後追いで「申請後どうでしょうか」と聞き取りを行い、困り事がないかを聞き取りしてケアマネジャーに繋げることに力を入れた。

##### ②成年後見制度などで必要な支援が早期に受けられるように支援・提案を行う

ケアマネジャーの集いの場にて成年後見制度へのつなぎ方を共有するなどして力を入れた。くらまえのエリアには新しいマンションが建ってきて、新しい人口、若い人たちが増えている。実際、一人暮らしの高齢者の方のところに息子、娘が戻ってくるという状況があり、家族構成がとても複雑になる状況が増えている。その中で、成年後見制度の利用や高齢者の方の権利を守ることを目的としてケアマネジャーへの支援に力を入れた。

#### まっがや地域包括支援センター

##### ①見守りネットワーク機関との継続的な協力体制の強化

地区連絡会を開催し、見守り事例を用いて、関係機関と意見交換をし、情報共有を行っている。互いに顔の見える関係づくりを深め、日頃から気になっていたことや分からないこと、ちょっとした疑問などについても、話し合っただけでネットワーク強化を図った。社会福祉協議会や医療介護福祉に関わる管理者への相談や連絡など、協力体制の強化を常に意識して対応した。また、地域の高齢者の集まりそうなところを訪問して、圏域型のグループ関係機関として賛同していただけるようお願いしたところ、令和5年度は3ヶ所、協力頂いた。

##### ②認知症の方の家族も気軽に集える環境を作る

地域に小規模開催することにより、通いやすい環境と考え、家族介護の面で時代の変化に基づき少しずつ形を変えてきた活動の既存のサロンに、認知症に関する情報提供等を加え、開催することとした。認知症の方、その家族、興味のある方が誰でも気軽に参加して、一人ひとり参加できるサロンを計7回開催している。参加メンバーについては、気になる方に直接口頭で勧誘、支援で関わっている方に個別に声をかけるなどして、顔なじみの関係性が作れ、自由に意見交換しながら会話ができる明るいサロンとなっている。今後も2ヶ月に1回の頻度で開催したいと思っている。

## ほうらい地域包括支援センター

最も力を入れて取り組んだのは、重点課題の①通いの場を立ち上げるであった。令和元年から、目標の1つに地域の通いの場や自主グループを立ち上げることを目標してきた。

しかしながら、実現には至らず長い間課題としていた。ずっと立ち上げできなかった通いの場だが、ようやく令和5年度に、銭湯での体操と都営住宅の集会室を使った体操の2つの場所で通いの場が立ち上がった。5年間の間には地域のニーズを調べたり、開催できる場所を探したり、協力してくれる人が誰なのかを考えて、少しずつではあるが、話し合いを続けてきた。その中で令和5年度になり、地域住民が中心となって運営してくれる方々がいたり、自主的に通いの場を開催できるまでになった。

現在、銭湯や通いの場では、専門職の関わりとして、包括の職員、社会福祉協議会の方、地域のケアマネの方、高齢福祉課が月1回顔を出して運営に協力している。もう1つは都営アパートの集会室での運動教室だが、先導してくれる住民の方が、高齢福祉課作成のDVDなどを使って体操を行っている。

ほうらい地域包括支援センターの関わり方としては、チラシを作ったり、一緒に体操に参加をしている。2つの通いの場が立ち上がったのは、地域包括支援センターの力だけではなく、行政機関や地域の協力によって達成できたと思う。何より嬉しいのは地域住民の方が中心となって自主的に通いの場を運営していることである。今後も、やっと立ち上がった通いの場を継続できるように、皆様と一緒に活動していきたい。

## 委員 <意見>

事業計画の中身について、昨年度、認知症カフェや認知症サポーター養成講座、介護者教室などが定期的で開催できるようになったことは良かったと思っている。その中で、参加人数を記載している包括もあればないところもあるため、実績・記録として残した方が良いと考えている。また、たいとう包括の話はなかったが、たいとう包括は認知症サポーター養成講座を区内の私立高校で開催したとの記載がある。その中で、認知症やヤングケアラーに対する質問も出ると考えている。現在ヤングケアラーが話題だと思うが、ヤングケアラーの中学生や高校生などは、区内にもいると思う。養成講座等を中学校や高校で実施することにより、場合によってはヤングケアラーに気づくことができるのではないかと思った。1回だけの実施はなくて、中学生高校生は毎年入れ替わるため、定期的の実施するのが良いのではないか。ヤングケアラーは、「自身がヤングケアラー」ということに自覚がなく、「そういうものだ」と思っていて、負担に感じているかもしれない。認知症サポーター養成講座のような形で話をすると、「実は自分もしかするとヤングケアラーかもしれない」と思い相談に繋がるケースはあると思う。国はヤングケアラーを子どもの分野で何とか対応しようと思っているが、本質的には高齢者福祉が相談先になるため、認知症サポーター養成講座などを、新しい住民が入ってきているということもあり、実施する方が良いと思った。

## (4) 令和5年度各事業の実績について

### 介護予防担当課長

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業

資料4『令和5年度 各事業の実績』に沿って報告。

#### ②認知症総合支援事業

認知症カフェ、認知症サポーター養成講座を実施。件数は資料4『令和5年度 各事業の実績』を参照。認知症初期集中支援推進事業は2件実施。

### 高齢福祉課長

#### ③高齢者地域見守りネットワーク

地域に根差した小規模な事業所に各地域包括支援センターの区域での見守りに協力していただく圏域型の関係協力機関は8事業所と新たに協定を締結し、全域型との合計では、69機関・事業所となった。

#### ④権利擁護事業

令和5年度における高齢者虐待通報は96件。地域包括支援センターで通報を受け付けた件数は45件。警察とケアマネジャーによる通報が全体の半数以上を占めている。また、虐待を受けた又は受けたと思われる事例の傾向については身体的虐待が多い。虐待を受けた方は女性が多く、要介護度1の方が多いという傾向であった。虐待事案については、虐待対応ケース会議を実施し、区、地域包括支援センターと連携しながら、課題解決に向けた対応を進めている。

#### 委員 <質問>

通報件数について、昨年度、本年度も横ばいということであるが、過去のもう少し長い期間でみても横ばいなのか。

#### 高齢福祉課長 <回答>

通報件数は徐々に伸びている印象。着任した時よりも着実に通報件数は伸びている。認定件数は事実確認などをした結果になるので、すごく増えているわけでない。虐待防止の周知・啓発に努めているので、通報件数は大分増えてきたのではないかと考えている。

#### (5) 認知症早期発見に向けた健診の検討について

#### 介護予防担当課長

資料5に沿って報告。本件は、昨年度末に策定した第9期高齢者保健福祉計画の中で、新たな施策として位置付けられた認知症施策の1つ。検討体制については、認知症検診検討会設置要綱に基づき、資料5に記載の方が構成員となる。今後は、既に第1回目の検討会は終了しており、これをもとに庁内の検討を挟んで、さらに2回目の検討会を実施する予定となっている。その後、区議会の方に報告をさせていただいて、実施に向けて進めて参りたいと考えている。

#### 委員 <意見>

この事業は早期発見が目的だと思うが、実はこの半年ぐらい前にレカネマブという新しい薬が出てきた、これは、早期の認知症、アルツハイマー型認知症に対して有効だということが1つの気づききっかけになるのではないかと推測してる。ただ、その薬は魔法の薬というわけではないため、認知症の高齢者の方に使うと急に良くなるというわけではなく、悪化を食い止めるレベルである。そのため、症状が比較的軽い方に使われる薬となっている。そのようなことをイメージしながら、この検討内容の検診実施後の支援といったところを進めてくればいいのかと思った。加えて、その薬が使える医療機関も限られていて、台東区では、今のところ永寿総合病院だけというようなことになるはず。

#### (6) 介護保険法等の改正に伴う区の対応方針について

#### 高齢福祉課長

令和5年度第2回の本協議会のご報告をさせていただいたが、介護保険法・介護保険法施行規則等の改正に伴う検討状況、方向性について説明する。

## 介護予防担当課長

### ①介護予防支援事業について

介護予防ケアマネジメントについて、地域包括支援センターに加えて居宅介護支援事業所の指定も、本協議会に諮る必要があり、指定を受ければ、指定介護予防事業支援事業所として、要支援1、2の方の介護予防プラン、作成を直接実施することが可能になったもの。

《現時点での方針》

昨年度のこの会議では、国からの具体的な方向性などが示されていなかったことなどから、検討を見送っていたが、昨年度末に国からの方針が示されたことを受けて、台東区の方も現在検討している。他区の状況についても現在調査をしており、改めた形で実施したいと考えている。

## 高齢福祉課長

### ②地域包括支援センターの総合相談支援事業の一部委託について

これまで、地域包括支援センターの業務について、区市町村が委託する場合には、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、第1号介護予防支援事業を一括して委託するということが条件となっていたが、この委託を受けた地域包括支援センターが、総合相談支援業務の一部を事業者へ委託することが可能となった。委託先として提示されている事業者が、小規模多機能型居宅介護であり、24時間365日、身近な事業者と相談でき、かつ、ケアマネジャーや看護師、介護福祉士が常駐しているということがメリットとされている。

《現時点で方針》

台東区内には小規模多機能型居宅介護事業者が1事業所のみであること、区は地域包括支援センターに対して24時間365日の相談体制の確保を委託はしていないということ、また再委託に伴い、相談体制の一体性や公正・中立性の確保などに課題があると考えている。なお、区と地域包括支援センター双方に新たな負担が返って生じるのではないかとということも想定されているため、当面はこちらの再委託ということについては、実施しないという方向で考えている。

## 高齢福祉課長

### ③台東区地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例改正（案）

地域包括支援センター職員の人材確保が困難となっている地域があることを踏まえ、職員配置基準が緩和されたという内容となっている。

1つ目の改正内容は、地域包括支援センター運営協議会にて必要であると認めるときには、常勤換算方法を用いた職員の配置を可能とするということ。2つ目の内容は、同じく本協議会が効果的な運営に資すると認めるときには、複数の地域包括支援センターを1つと考え、その高齢者数に応じた職員が配置基準を合算して考えることができるということ。ただしこの1つの地域包括支援センターの中では、社会福祉士、医療職（看護師もしくは保健師）と主任ケアマネジャーのうち2職種は必ず配置するという内容となっている。

法改正に伴い、条例改正をする予定ではあるが、1つ目の常勤換算方法を採用とすることについて、本区でも取り入れていきたいと考えている。2つ目の複数の地域包括支援センターで職種を揃えるというような内容であるが、現在7つの地域包括支援センターについて複数の社会福祉法人に委託をしているという現状を踏まえると、法人間で業務支援を行った場合は報酬の問題が発生するなど、台東区において複数の担当区域を一つとして考えることは現実的ではないと考えている。

### （7）地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（令和4年度分）

区と地域包括支援センター双方の業務の取り組み状況を、全国統一の指標を用いて評価するものとなっている。前回の協議会で報告すべき内容であったが、国からの回答が間に合わ

ず報告できなかつた内容。令和7年度からは評価指標が変更されることとなり、評価対象は令和6年度からとなるため、業務の改善や取り組みに生かせるよう、地域包括支援センターと共有をしている。評価結果は、資料7の2ページ目からは評価結果を記載しており、評価対象年度は、令和4年度となっている。

### 3. 閉会